

2026年6月23日（火）

こども家庭庁家庭福祉課
課長 竹中 大剛 様

一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会
会 長 北川 聡子

令和9年度予算編成に向けたファミリーホーム関係要望書

平素より、社会的養護を必要とする子どもたちへの支援にご尽力いただき、また、ファミリーホームへの深いご理解とご支援を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。ファミリーホームは、現在、全国505か所のファミリーホームにおいて、1,862人余り（令和7年3月31日現在）の子どもたちが生活しており、家庭養護の一翼を担う重要な社会的リソースとして、365日絶え間なく子どもたちの育ちと暮らし支えております。

ファミリーホームが今後も安定的かつ専門性を持って家庭養護を担っていくためには、さらなる制度整備と支援の充実が必要です。子どもたちが安心して暮らし、愛着形成や自立に向けた支援を受けられる環境を保障するため、令和9年度予算編成にあたり、下記の事項についてお願い申し上げます。

【要望事項】

1. 新たなファミリーホームの在り方について— 家庭養護の専門性の推進 —

ファミリーホームは、家庭という環境の中で、専門性を伴った家庭養育を実践する場として、今後さらに質の向上を図っていく必要があります。そのため、以下の事項について要望いたします。

- ① 個別対応職員の配置により、ファミリーホームにおける養育が、より専門的かつ社会的に位置づけられるものとなりました。今後も家庭養護の専門性向上に向けた制度整備をお願いいたします。
- ② ファミリーホーム養育者の専門性を担保するため、養育者となる際のアセスメント基準や一緒に暮らす経験・実習をいれるなど、一定の水準を設けていただきたくお願いいたします。
- ③ 安心・安全な家庭養護を担う人材育成のため、登録前研修の充実をお願いいたします。海外では、フランスにおいて100時間の基礎研修に加え、420時間の専門研修が制度化されております。日本においても、専門性を高める体系的な研修制度の構築を要望いたします。
- ④ ファミリーホームが地域における家庭養育のハブ機能を担えるよう、里親レスパイト、里親への伴走支援、相談支援等を担う地域コミュニティの核として位置づけていただきたくお願いいたします。

⑤ 児童相談所、里親支援センター、フォスタリング機関等と連携し、継続的な研修を必修としてカリキュラムをつくること、スーパービジョン、事例検討等を行う仕組みの構築をお願いいたします。

⑥ 子どもの養育に必要な情報共有を適切に行うとともに、児童相談所等におけるケース検討会議へ養育者が参加し、意見を述べられる体制整備をお願いいたします。

2. ファミリーホームで暮らす子どものために、安心できる質の高い家庭養育を保障するために

(1) ファミリーホームの定員要件の見直しについて

現在の「5～6人」を基本とする委託児童数については、障害児や高齢児、虐待経験のある子どもなど、ケアニーズの高い子どもの養育実態を踏まえ、委託児童4人でも安定運営が可能となる制度設計をご検討ください。

特に、障害や愛着形成上の課題を抱える子どもたちに対しては、個別のかつ丁寧な関わりが必要であり、6人規模では十分なアタッチメント形成支援が困難な場合があります。

なお、きょうだい児などの理由により5～6人を受け入れる場合には、追加加算等により柔軟に対応できる制度設計をお願いいたします。

(2) 乳幼児に特化したファミリーホームについて

乳幼児期から家庭的環境の中で愛着形成を図ることは、その後の人格形成や発達において極めて重要です。現在、日本ファミリーホーム協議会では児童相談所の理解のもと、乳児3人を養育するモデル的なファミリーホーム運営を進めております。

社会的養護を必要とする乳幼児に対する手厚い家庭養育の仕組みとして、専門的にアタッチメント形成と実親、里親、特別養子縁組への専門的に移行できる乳幼児特化型ファミリーホーム制度の創設についてご検討いただくとともに、児童相談所等への理解促進をお願いいたします。

(3) 障害児加算の新設について

ファミリーホームでは、障害のある子どもが半数近くを占めており、移動や日常生活において、常時付き添いや1対1での支援を必要とする子どもも多く生活しております。

療育手帳や医師の診断書等を基準とした「障害児加算」を新設し、実態に即した支援体制の整備をお願いいたします。

3. ファミリーホーム養育者の要件改善について

(1) 補助者から養育者への移行要件の改善について

現在、ファミリーホームで長年補助者として従事していても、養育者として認められない現状があります。

十分な実務経験を積んだ者が養育者となれるよう、以下の要件等を踏まえた制度改善をお願いいたします。

- 月 20 日以上、1 日 6 時間以上の勤務を 3 年以上継続した者
- 夜勤経験を有する者
- 青色事業専従者についても対象とすること
- 所定研修の受講や資格取得等、認定要件を明確化すること

(2) 障害児関係施設での勤務経験の認定について

障害児入所施設で 5 年以上、または児童発達支援センターで 6 年以上、児童発達支援事業 8 年以上、放課後等デイサービス 8 年以上の勤務した者についても、養育者要件として認定いただくようお願いいたします。

(3) 児童養護施設等での勤務経験について

児童養護施設等（同一施設）に 5 年以上勤務した者について、養育者要件として認めるようご検討ください。

一緒に暮らして共に生きるファミリーホームとの違いを実習の必須にする、里親としての経験をするなど、ご検討ください。

4. 児童養護施設等体制強化事業の推進について

令和 4 年度に創設された「ファミリーホームへの補助者雇上げ強化事業」につきましては、現場において大変有効な支援となっております。

しかしながら、自治体によって実施状況に差があり、個別対応職員配置との兼ね合いにより、本事業が終了となる事例も見受けられます。

全国の自治体において本事業が継続的に実施されるよう、こども家庭庁からの積極的な働きかけをお願いいたします。

5. 高校生に対する措置費の充実について

(1) 塾代の加算について

大学進学を希望する高校生が増加している現状を踏まえ、中学生同様に、高校生についても学習塾費用を措置費の対象としていただきたくお願いいたします。

(2) 入学準備費・生活費の見直しについて

高校入学時の準備金（現行 86,300 円）では、制服代や教材費、部活動費等を含めると十分とは言えません。

実費支弁方式への見直しをご検討いただくとともに、再入学時にも支度金が支給される制度改善をお願いいたします。

6. ファミリーホームにかかる修繕費支援について

(1) 住宅修繕費制度の創設について

子どものパニック行動等による家財や住宅設備の損壊が生じた際、私有財産である建物や家具等の修繕費を補填する制度の創設をお願いいたします。

(2) 家賃補助制度の適正化について

自治体間で家賃補助額に大きな差があるため、地域の家賃水準に応じた適正な補助制度の導入をお願いいたします。

また、制度趣旨と異なる運用事例も見受けられることから、限られた財源の中で制度が公平かつ持続的に機能するよう、補助対象住宅や運用実態について適切な確認・審査を行っていただくようお願いいたします。

7. 自立支援担当職員の配置について

ファミリーホームにおいても、自立に向けた支援や地域移行支援を必要とする子どもが増えております。

そのため、地域小規模児童養護施設や自立援助ホーム等に配置されている「自立支援担当職員」を、ファミリーホームにも配置できるよう制度整備をお願いいたします。

8. ファミリーホーム開所後の措置費の取扱いについて

- 開所後6か月間とされている事務費支給期間について、実態に即した柔軟な運用をご検討ください。
 - 措置解除等により子どもが2人以下となった場合でも、新たな委託児童受入れまでの一定期間（最大3か月程度）、事務費支給を継続できる制度をお願いいたします。
-

9. ファミリーホームにおける被措置児童虐待対応について

被措置児童虐待は決してあってはならないものであり、再発防止に向けた厳格な対応は重要です。

一方で、一度の不適切対応や行き違いにより、直ちにファミリーホーム閉鎖に至る現状については、現場から不安の声も上がっております。

再発防止に向けた研修やスーパービジョン等を前提としたうえで、養育者として再び適切な支援に携わることができる「再チャレンジ」や「セカンドチャンス」の在り方についても、ご検討いただけますようお願いいたします。